

第4節 特別支援学校教諭の普通免許状

1 大学卒業等による取得方法（別表第1）

(1) 基礎資格及び最低修得単位数

免許状の種類		基礎資格	最低修得単位数
			特別支援教育に関する科目
特別支援 学校教諭	専修免許状	修士の学位及び小、中、高、幼のいずれかの普通免許状を有すること。	50
	1種免許状	学士の学位及び小、中、高、幼のいずれかの普通免許状を有すること。	26
	2種免許状	小、中、高、幼のいずれかの普通免許状を有すること。	16

(注) 1 「修士の学位」には、大学（短期大学を除く）の専攻科又は大学院に1年以上在学し、30単位以上修得した場合を含む。

【別表第1備考第2号、施行規則第25条】

2 「学士の学位」には、大学の専攻科又は大学院の入学に関し、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる場合を含む。

【別表第1備考第2号の2、施行規則第66条の4】

3 平成元年3月31日までに採用され、現に教育職員である者が、1種免許状を取得する場合の基礎資格については、学士の学位を有することを要しない。

【昭和63年改正法附則第8項】

4 上記の表で修得する単位は、課程認定を有する大学等で修得すること。

【別表第1備考第5号イ】

5 専修免許状取得に係る「特別支援教育に関する科目」に関する単位数のうち、1種免許状に係る単位数を差し引いた単位数（24単位）については、大学院又は大学の専攻科で修得すること。

【別表第1備考第7号】

6 1種免許状に係る単位は、短期大学及び独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が定める要件を満たす短期大学の専攻科において修得できる。この場合、最低修得単位数のうち2種免許状に係る単位数を差し引いた単位数については、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が定める要件を満たす短期大学の専攻科の課程において修得すること。

【別表第1備考第8号、施行規則第22条の3】

7 2種免許状を有する者又はその所要資格を得ている者が、1種免許状の授与を受けようとする場合、最低修得単位数のうち2種免許状に係る単位数は、既に修得したものとみなす。この場合の「特別支援教育に関する科目」の修得方法は、1種免許状から2種免許状に係る各科目の単位数を差し引いたものとする。

【施行規則第10条の2第1項、第2項】

8 1種免許状の授与を受けようとする場合は、2種免許状の授与を受けるために修得した科目の単位を最低修得単位数に含めることができる。ただし、この場合2種免許状に係る各科目の単位数を上限とする。

【施行規則第10条の2第3項】

(2) 単位の修得方法

【施行規則第7条第1項の表】

欄	特別支援教育に関する科目		最低修得単位数		
			専修	1種	2種
1	特別支援教育の基礎理論に関する科目		2	2	2
2	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目（「心理等に関する科目」）	16	16	8
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目（「教育課程等に関する科目」）			
3	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	5	5	3
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目			
4	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習		3	3	3
計			50	26	16

(注) 1 「特別支援教育の基礎理論に関する科目」は、特別支援学校の教育に係る、心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想並びに心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育に係る社会的、制度的又は経営的事項を含むものとする。

【施行規則第7条第1項の表備考第1号】

2 「特別支援教育領域に関する科目」の単位の修得方法は、特別支援教育領域のうち、授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域について、それぞれ次の表に定める単位を修得するものとする。

免許状の種類	領域	視覚・聴覚	知的・肢体不自由・病弱者
1種免許状		「心理等に関する科目」 1単位以上	「心理等に関する科目」 1単位以上
		「教育課程等に関する科目」 2単位以上	「教育課程等に関する科目」 2単位以上
		合わせて8単位以上	合わせて4単位以上
2種免許状		「心理等に関する科目」 1単位以上	「心理等に関する科目」 1単位以上
		「教育課程等に関する科目」 1単位以上	「教育課程等に関する科目」 1単位以上
		合わせて4単位以上	合わせて2単位以上

【施行規則第7条第1項の表備考第2号】

3 「教育課程等に関する科目」は、各特別支援教育領域に関する自立活動に関する内容を含むものとする。

【施行規則第7条第1項の表備考第3号】

4 知的障害者に関する教育の領域に関する「教育課程等に関する科目」は、そのカリキュラム・マネジメントを含むものとする。

【施行規則第7条第1項の表備考第4号】

5 免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者及び複数の種類の障害を併せ有する者に関する教育並びにその他障害により教育上特別の支援を必要とする者（発達障害者を含む。）に対する教育に関する事項のうち、免許状教育領域に関する事項以外の全ての事項を含むものとする。

【施行規則第7条第1項の表備考第5号】

6 「心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習」の単位は、特別支援学校において、教員として1年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有するものについては、経験年数1年について1単位の割合で、第1欄から第3欄までに掲げる科目に関する単位をもって、これに替えることができる。

【施行規則第7条第1項の表備考第6号】

7 専修免許状の授与を受けける場合は、免許状教育領域の種類に応じ、大学の加える特別支援教育に関する科目についても修得することができる。

【施行規則第7条第2項】

- 8 専修又は1種免許状授与の所要資格を得るために必要な科目の単位のうち、専修又は1種免許状に係る第1欄から第3欄に掲げる科目の単位数から2種免許状に係る同欄に掲げる科目の単位数を差し引いた単位数までは、指定大学が加える科目の単位をもってあてることができる。

【施行規則第7条第3項】

- 9 「特別支援教育に関する科目」の修得により免許法第5条の2第3項の規定による新教育領域の追加の定めを受けようとする場合における「特別支援教育に関する科目」の単位の修得方法は、追加の定めを受けようとする新教育領域の種類に応じ、(注)2の表に定める単位を修得するものとする。

【施行規則第7条第4項】

この規定により修得するものとされる単位は、新教育領域の追加の定めを受けようとする者が免許状の授与を受けた際又は過去に新教育領域の追加の定めを受けた際に修得した単位（新たに追加の定めを受けようとする新教育領域に関する科目に係るものに限る。）をもって、これに替えることができる。この場合において、「免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目」について修得した単位数が最低修得単位数に不足することとなるときは、「免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目」について、その不足する単位数と同数以上の単位を修得しなければならない。

【施行規則第7条第5項】

- 10 免許法第5条の2第3項に規定する教育職員検定のうち、特別支援学校教諭の普通免許状に新教育領域を追加して定める場合の学力及び実務の検定は、次に定めるところによる。

- 一 学力の検定は、追加の定めを受けようとする新教育領域の種類に応じ、「特別支援教育領域に関する科目」についてそれぞれ次の表に定める単位を修得するものとする。

免許状の種類	視覚・聴覚	知的・肢体不自由・病弱者
1種免許状	「心理等に関する科目」 1単位以上 「教育課程等に関する科目」 1単位以上 合わせて4単位以上	「心理等に関する科目」 1単位以上 「教育課程等に関する科目」 1単位以上 又は 「教育課程等に関する科目」 1単位以上 「心理及び教育課程等に関する科目」 1単位以上
2種免許状	「心理等に関する科目」 1単位以上 「教育課程等に関する科目」 1単位以上 合わせて2単位以上	「心理及び教育課程等に関する科目」 1単位以上

- 二 一の単位は、文部科学大臣の認定する講習、大学の公開講座もしくは通信教育において修得した単位又は文部科学大臣が大学に委嘱して行う試験の合格により修得した単位をもって替えることができる。

- 三 実務の検定は、特別支援学校の教員（専修又は1種免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする場合にあっては、当該免許状に定められている特別支援教育領域又は追加の定めを受けようとする新教育領域を担当する教員に限り、2種免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする場合にあっては、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は幼保連携型認定こども園の教員を含む。）として1年間良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする。

【施行規則第7条第6項】

この規定により修得するものとされる単位は、新教育領域の追加の定めを受けようとする者が免許状の授与を受けた際又は過去に新教育領域の追加の定めを受けた際に修得した単位（新たに追加の定めを受けようとする新教育領域に関する科目に係るものに限る。）をもって、これに替えることができる。この場合において、「免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目」について修得した単位数が最低修得単位数に不足することとなるときは、「免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目」について、その不足する単位数と同数以上の単位を修得しなければならない。

【施行規則第7条第5項】

- 11 免許法別表第1備考第6号に規定する「特別支援教育特別課程」における「特別支援教育に関する科目」の単位の修得方法は、(2)の表及び(注)1～9までに定める修得方法の例によるものとする。

【施行規則第7条第8項】